

# ミツヒロニュース



大谷翔平選手をはじめ数々の逸材を輩出している岩手県花巻東高校の硬式野球部の佐々木洋監督の記事が日経トップリーダーに掲載されました。熱意だけではダメ。「顧客満足」と同じで「出口が無ければ、入口から人は入らない。」と考へ「生徒に良い出口を示さないと生徒は集まらない。」そこで、出口への指導から始めたそうです。目標達成の方法を生徒各人に教え「一人一人に高いゴールを設定し、そこから逆算して、今日何をすればゴールに近づけるかを考えさせた。」というように、最後を決めて、そこに力を入れることが大切だと思います。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

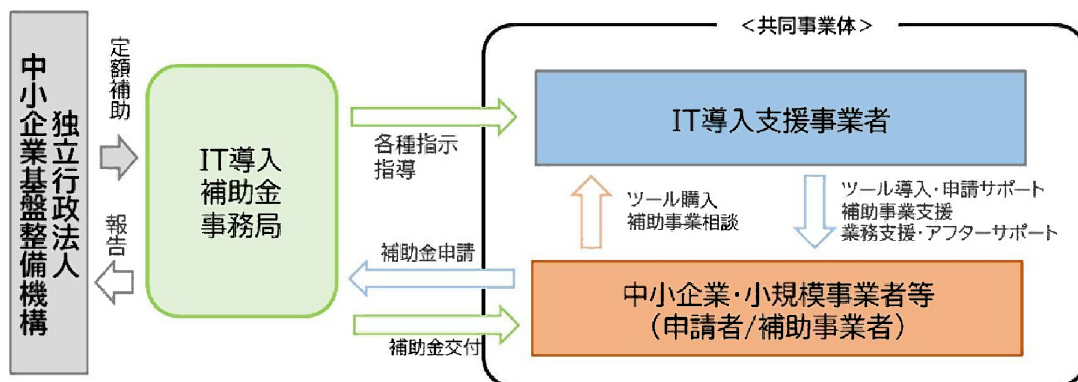
- ◇IT導入補助金2022の申請受付開始
- ◇新・退職所得の受給に関する申告書  
～改正点と概要～
- ◇今月のお勧めセミナー  
経理基礎編「経理実務の基礎」
- ◇あとがき  
「ふるさと納税、はじめました。」



## IT 導入補助金 2022 の申請受付開始

### 1. 事業目的と仕組み

中小企業庁は3月末に、IT 導入補助金 2022 の申請受付を開始しました。令和3年度補正予算で中小企業生産性革命推進事業として計上された2,001億円のうち一部を同補助金に充てます。新たに創設された「デジタル化基盤導入類型」は、令和5年10月に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応を見据え、企業間取引のデジタル化を強力に推進する目的で、補助対象を会計ソフト等に特化し最大350万円を補助するものです。会計ソフト等を導入する場合に限って、パソコンやレジ等のハードウェア購入費用も補助対象に追加することができます。IT 導入補助金 2022 の申請は、オンラインでのみ受け付けます。



生産性向上とは…労働生産性は以下の数式で算出します。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{粗利 (売上 - 売上原価)}}{\text{従業員数} \times \text{年間の勤務時間平均(一人あたり)}}$$

売上の向上、経費や労働時間が削減されることで生産性の向上が見込まれます。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## 2. 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額

補助対象経費の区分に対して、補助率を乗じて得られた額の合計については、補助上限額・下限額の範囲内で補助をします。

申請類型によって補助対象経費、補助率、補助金申請額が異なります。

類型名	令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠			複数社連携IT導入類型	令和元年度補正予算 通常枠	
	デジタル化基盤導入類型				A類型	B類型
補助額	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	5万～350万		～10万円	～20万円		
機能要件	内、5万円～50万円以下部分	内、50万円超～350万円部分			左記ITツールの使用に資するもの	
	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上				
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内		1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費			(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数、補助率は2/3以内 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((1)+(2))及び事務費・専門家費)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

## 3. デジタル化基盤導入類型の補助額の考え方

<補助額 5万円～50万円以下の場合> 補助率 3/4 以内にて算出します。

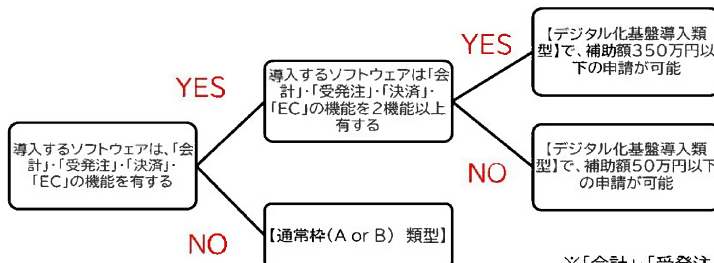
<補助額 50万円超の場合>

うち 50万円以下の金額については補助率 3/4 以内、50万円超の金額は補助率 2/3 以内にて算出します。

5万円～350万円	
内、5万円～50万円以下部分	内、50万円超～350万円部分
3/4以内	2/3以内

## 4. 類型判別チャート

導入する IT ツールと補助金申請額から類型と賃上げ目標の要件を確認してください。



※「会計」「受発注」「決済」の機能を有するソフトウェアであっても、通常枠(A or B)類型に申請することは可能ですが、補助率は1/2となります。

## 5. 補助対象となる IT ツール

IT ツールとは、本事業において IT 導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録された補助事業者の労働生産性向上に資するソフトウェア・オプション・役務・ハードウェアの総称(一部のハードウェアは事前登録不要)です。なお、ソフトウェアは、デジタル化基盤導入類型においては、“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を保有するソフトウェアに限定されます。通常枠(A-B 類型)では補助対象とならないハードウェア (PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機、POS レジ、モバイル POS レジ、券売機) の購入費も補助対象経費として認めます。

## 6. 2つ以上の機能装備で補助上限額 UP

IT 導入補助金 2022 のうち、「デジタル化基盤導入類型」の補助額等は、上記のとおりです。

補助対象は、ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大 2 年分)、導入関連費で、いずれもインボイス制度に対応するものが望ましいとしています。ソフトウェア購入費等の補助額の上限については、「会計」、「受発注」、「決済」、「EC」の機能が複数備わっているか否かで異なります。例えば、補助対象のソフトに「会計」と「受発注」の 2 つの機能が備わっていれば、補助額の上限が 350 万円になります。一方、いずれか 1 つの機能しか備わっていない場合は、補助額の上限が 50 万円にとどまります。パソコンやレジなどのハードウェア購入費は、単体で補助対象とすることはできません。

申請できるのは、中小企業・小規模事業者等です。例えば、小売業の会社の場合、資本金 5,000 万円以下または常時使用従業員数 50 人以下であれば申請対象となります。

# 新・退職所得の受給に関する申告書 ～改正点と概要～

## 1. 支給時の源泉徴収事務

退職手当等を支給する際には、原則、源泉徴収事務が発生します。具体的には退職手当等に対して源泉所得税（復興特別所得税を含む、以下同じ）と住民税を計算して差し引き、原則、翌月10日までに納める手続き等を行います。退職手当等の受給者へは、原則、支給時に支払明細書、退職後1ヶ月以内に源泉徴収票・特別徴収票をそれぞれ交付します。

差し引く源泉所得税の計算方法は、「退職所得の受給に関する申告書」の提出があるかないかで、次のとおり異なります。

提出有無	計算方法
提出あり	退職手当等の受給者の勤続年数等に応じた計算式により計算（住民税は未提出でもこの計算を準用）
提出なし	退職手当等に対して20.42%の税率を乗じて計算

「退職所得の受給に関する申告書」（住民税は「退職所得申告書」として兼用）は、退職手当等の受給者がその支払を受ける時までに支払者へ提出する書類です。この提出を受けた支払者は、提出期限の翌年1月10日から7年間保管し、その間に税務署長から求めがあった場合は税務署へ提出します。

## 2. 申告書の改正

「退職所得の受給に関する申告書」は、2022年（令和4年）1月と4月に改正がありました。いずれも以下の令和3年度税制改正に伴い、改正されたものです。

### （1）【1月】勤続年数5年以下の者への退職手当等に係る課税の改正

退職所得の金額は、原則、次の算式により計算します。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

ただし、勤続年数5年以下の者の退職手当等（税法上の役員等の立場で受けた退職手当等を除く）について、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超えるときは、上記算式ではなく、次の算式により退職所得の金額を計算する改正が行われました。この改正は、2022年1月1日以後支払われるべき退職手当等からの適用です。

$$\begin{aligned} & \text{【(収入金額} - \text{退職所得控除額)} > \text{300万円の場合】} \\ & 150 \text{万円} + \{ \text{収入金額} - (\text{300万円} + \text{退職所得控除額}) \} \end{aligned}$$

### （2）【4月】確定拠出年金法改正に伴う改正

確定拠出年金法が2020年に改正され、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始時期が、2022年4月1日から次のようになりました。

改正前	改正後
加入者資格喪失後の60歳から70歳までの範囲で選択可	加入者資格喪失後の60歳から75歳までの範囲で選択可

この改正に伴い、退職所得控除額の特例計算の適用要件の一つ、“その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合の期間”について、次の改正がありました。この改正は、2022年4月1日以後に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用します。

改正前	改正後
14年内	19年内

## 3. 新しい申告書

2022年以降に「退職所得の受給に関する申告書」を作成する場合、①1月から3月まで、②4月以後、とで異なります。ここでは、②の「退職所得の受給に関する申告書」をもとに概要を確認します。

(次頁へつづく)

[退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 (2022年4月以後)]

**[A] すべての人が記載します。**  
他に退職手当等の支払を受けたことがなければ、これより下 ([B] 以下) の記載は不要です。

- (用語の定義)
- ① 特定役員等勤続期間  
…特定役員退職手当等<sup>※1</sup>に係る勤続期間
  - ② 短期勤続期間  
…短期退職手当等<sup>※2</sup>に係る勤続期間
  - ③ 一般勤続期間  
…一般退職手当等<sup>※3</sup>に係る勤続期間
  - ④ 年数…1年未満の端数切上げ ([B] 以下も同様)
- ※1 税法上の役員等としての勤続年数 (以下、特定役員等勤続年数) が5年以下である人がその特定役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの
- ※2 短期勤続年数 (税法上の役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等としての勤務期間がある場合はその期間を含む) に対応する退職手当等のうち、特定役員退職手当等以外のもの
- ※3 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外のもの

**[B] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。**  
※他の退職手当金等に係る源泉徴収票・特別徴収票の写しを添付  
 本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合

**[C] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。**  
 前年以前4年以内 (その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19年以内<sup>※</sup>) に退職手当等の支払を受けたことがある場合  
※3月末までは14年以内

**[D] 次に該当する場合に記載します。**  
 [A] 又は [B] の退職手当等に係る勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部でも通算されている場合

**[E] [B] 又は [C] の記載対象者が記載します。**

すべての人が記載します。  
支払者の法人番号 (個人番号) 以外を記載します。

申告書の出典: 国税庁HP「[手続名]退職所得の受給に関する申告(退職所得申告) 令和4年4月1日以後 退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)」<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/391-2.pdf>

申告書の裏面には「申告書の書き方」があります。  
詳細はそちらでご確認ください。

参考: 国税庁 HP「令和4年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdf> (ほか)


参考文献: ■中小企業庁 IT 導入補助金 2022 ■M y Komon

**5月** **今月のお勧めセミナー**  
**第1回 実務講座**  
**経理基礎編「経理実務の基礎」**

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全4回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

(開催日5月11日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

**あしがき** 和田です。昨年からふるさと納税を始めました。ショッピングサイトで購入した際に付与された期限付きのポイントのみを使ったのですが、それでも3万円程度できました。今年もすでに3万円程度しています。数日前に返礼品の淡雪という白っぽいイチゴが届いたのですがとても美味しかったです。ふるさと納税をする際にもポイントが付与されるので、現金の支出がなく、税金が控除され、返礼品もあり、ポイントもたまるというなんとともうまい話ではありますが、控除額にも限度がありますので計画的に行っていきたいと思います。




【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中!

